社会保険労務士法人 東海林・旭事務所

Labor and Social Security Attorney Shoji Asahi Office

事務所ニュース

一令和2年8月一

〒110-0002 東京都台東区上野桜木1-7-5ハウス上野の山206

Tel: 03-5815-8911 / Fax: 03-5815-8912

E-mail: : shoji-m@mtj.biglobe.ne.jp

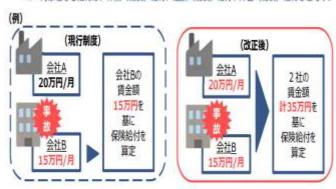
URL: http://www5e.biglobe.ne.jp/~syoji/

副業・兼業と改正労災保険法(9月施行)

今年の通常国会では改正労災保険法が成立し、 9月1日から複数就業者の労災保険給付につい て、複数就業先の賃金に基づく給付基礎日額の 算定や給付の対象範囲の拡充等の見直しが行わ れます。

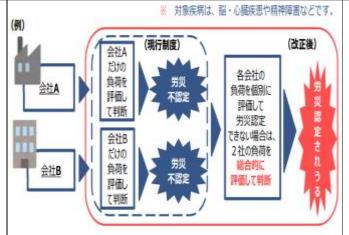
(1)賃金額を合算して保険給付額等を決定 複数の会社で勤務し、業務災害や通勤災害によってけがや病気になったときは、すべての勤務先 の賃金額を合算した額を基礎に給付額等を決定 することになります。

※ 対象となる給付は、休業 (補償) 給付、遺族 (補償) 給付や障害 (補償) 給付などです。



具体的にどのような書類を作成することになるかはまだ明確になっていませんが、社員の副業・兼業に関する情報を把握しておくことが、一層重要になります。

(2) 負荷(労働時間やストレス等)を総合的に評価 仕事における負荷(労働時間やストレス等)も、総合的 に評価することになります。



今までは勤務先ごとに負荷(労働時間やストレス等)を 評価し、労災にあたるかどうかを判断されていました。 今後は、勤務先ごとに負荷(労働時間やストレス等)を 評価し労災認定できない場合は、すべての勤務先の 負荷(労働時間やストレス等)を総合的に評価して、 労災認定できるかどうかを判断するとのことです。

例えば、全ての時間外労働の合計が脳・心臓疾患の 労災認定基準における時間数(発症前1か月 100 時 間超、発症前2~6か月平均80時間超)を超えた際、 労災認定される場合も、あり得ることになります。

現在、労働政策審議会分科会では、<u>副業・兼業における労働時間通算のあり方等を検討しています。副業・兼業先の労働時間の把握は社員の自己申告制を設け、本業での所定労働時間を前提に、副業先での労働時間の枠を決める簡便な管理方法等も提案されており、今秋には結論、通達が出される見通しです。</u>

●厚労省「労災保険法 改正概要」リーフレット

https://www.mhlw.go.jp/content/000645682.pdf

厚労省「新しい生活様式」における熱中症予防行動

新型コロナウイルスの感染拡大を長期間にわたって 防ぐため、「新しい生活様式」が厚労省より公表され ています。このなかでは、基本的な事項として、身体 的距離の確保(できるだけ2m)、マスクの着用、手 洗いを挙げ、これに加え、三密(密集、密接、密閉) の回避、換気、こまめな健康チェックが効果的として います。

働き方については、テレワークや時差通勤、オンラインの活用をすすめています。第二波への警戒が求められるなかで、これらを定着・持続させることが重要です。この時期気になるのが、熱中症へのリスクです。今年は、上記のような十分な感染症予防を行いながら、熱中症対策をする必要があります。しかし、高温多湿でのマスクは熱中症のリスクを高めます。体調不良で冷房のある屋内に入ろうとしたら、人数制限中ということも考えられます。厚労省は、「新しい生活様式」における熱中症予防行動について、下記の通り示しました。予防のポイント

- ① マスクの着用:屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合は、外しましょう。 着用時には、強い負荷の運動は避け、こまめに水分補給しましょう。人と十分な距離をとれる場所で、一時的にマスクを外して休憩しましょう。
- ② エアコンの使用: 冷房時でも、窓開放や換気扇によって換気をしましょう。 換気により室内温度が高くなりがちなので、エアコンの設定温度を下げるなどの調整をしましょう。
- ③ **涼しい場所への移動:少しでも体調に異変を感じたら、すぐ涼しい場所に移動しましょう。**屋内に入れない場合は、屋外でも日陰や風通しのいい場所に移動してください。
- ④ 日頃の健康管理:定時の体温測定、健康チェックをしましょう。 平熱を知れば、発熱に早く気づけます。 また、体調が悪いと感じたら、無理せず自宅で静養しましょう。

「家賃支援給付金」の申請要領が公表

経済産業省が7月7日、「家賃支援給付金」の申請要領を公表しました。売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する目的で、賃借人である事業主に対して支給されるものです。

支給対象は、資本金 10 億円未満の中堅企業、中小企業、個人事業者等で、給付額は、申請日の直前1か 月以内に支払った賃料をもとに算定されます。

対象となるのは、5月~12月の売上高が1カ月で前年 同月比50%以上減少し、または3カ月連続で同30% 以上減少し、自らの事業のために占有する土地・建物 の賃料を支払っている場合です。

給付額は法人最大 600 万円、個人事業者が同 300 万円です。HP に給付対象や給付額の計算の仕方に ついての詳細が掲載されていますので、受給できる 可能性があると思われる事業主の方は確認して下さい。 申請期間7月 14 日から来年 1 月 15 日までの予定。

申請はインターネットで

経産省では、家賃支援給付金 HP らの WEB 上での手続きを推奨していますが、受付開始後、補助員が入力サポートを行う「申請サポート会場」も順次開設される予定です。

申請の相談は下記のコールセンターで受けられます。 《家賃支援給付金 コールセンター》

TEL:0120-653-930(受付:8:30~19:00)

※8月31日まで:全日対応

9月1日以降:平日・日曜日対応(土曜日・祝日除く)

【家賃支援給付金ホームページ】

https://yachin-shien.go.jp